

平成 26 年（ワ）第 654 号 損害賠償請求事件の判決について

浜松市は、西部清掃工場における他工場焼却灰の処理に係る紛争の解決を求めるため、三井造船・三井住友建設特定建設工事共同企業体の代表者である三井造船株式会社と協議を重ね、平成 24 年 1 月 17 日に中央建設工事紛争審査会へ調停を申請しました。

調停案では、9,500 万円の和解案が提示され、浜松市はこの調停案を受諾する旨審査会に通知しましたが、同社はこの調停案を拒否したため、平成 26 年 12 月 4 日に訴訟を提起しました。

その後、訴訟において 15 回の弁論準備手続、2 回の口頭弁論を経て、本年 6 月 4 日、静岡地裁浜松支部より第一審判決が言渡されたため、判決結果について報告いたします。

1 訴訟の概要

(1) 請求の趣旨

被告は、原告に対し、金 233,541,509 円及びこれに対する平成 24 年 1 月 24 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払えとの判決並びに仮執行宣言を求める。

(2) 請求の原因

西部清掃工場は、契約において 1 年間に 15,000 トンの他工場焼却灰を熔融スラグに処理する能力を有することが保証されているが、工場完成直後から、スラグ排出部分が閉塞し他工場焼却灰の一部が処理できないという不具合があったため、当該焼却灰が市の平和最終処分場に埋め立てられたもの。

(埋立期間：平成 21 年 2 月～平成 24 年 3 月、合計埋立量：13,319.23 トン)

(3) 損害賠償請求内容

・平和最終処分場の減少に係る賠償金額	128,535,532 円
・埋立に要した経費に係る賠償金額	78,711,642 円
・その他関連費用	26,294,335 円

2 判決内容

(1) 主文（抜粋）

・被告は、原告に対し、1 億 0958 万 3310 円及びこれに対する平成 24 年 1 月 25 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

(2) 認定内容

- ・「不具合の原因は、設計・施工上の瑕疵にある」と認定
- ・「不具合による最終処分場の受入容量の減少は、本件瑕疵による損害に当たる」と認定
- ・不具合の発生中、市は資源化する費用がかからなかったとし、埋立処分に要した費用の一部は損益相殺を認定

【参考1】

平成26年（ワ）第654号 損害賠償請求事件

平成30年6月4日

原告 浜松市 浜松市長 鈴木 康 友
被告 三井造船・三井住友建設特定建設工事共同企業体
代表者 三井造船株式会社
代表取締役社長 田 中 孝 雄

判 決
主 文

- 1 被告は、原告に対し、1億0958万円3310円及びこれに対する平成24年1月25日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

【参考2】

中央建設工事紛争審査会調停案

平成26年9月3日

- 第1 本件瑕疵が存することを認める
- 第2 被申請人は、申請人に対し、和解金として金9,500万円を支払え
(請求額211,120,269円)
- 第3 被申請人は、申請人に対し、甲17号証平成23年11月7日付けに基づく砂添加装置の設置及び運用に関する費用を請求しない

なお、将来の費用負担については、本調停の対象としない。

民事訴訟法248条の趣旨及び公平の法理を考慮して、以上のとおり調停案を示す。

なお、上記調停案は、被申請人主張の損益相殺を考慮した上の判断である。